

平成29年

4月農業委員会総会議事録



(両委員の承諾あり)

それでは、ただいまから平成29年4月の総会を開催いたします。

本日の議事日程につきましては、議案書1ページのとおりでございます。

最初に、2ページ、議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について、農地所有権移転5件に関する御審議をお願いいたします。

1号、久井町の物件です。

事務局から説明をお願いします。

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、第1号について御説明申し上げます。

物件は、久井町で、地目は田、2筆、面積は合わせて、1,007平方メートルでございます。

譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書のとおりとなっております。

申請地は水稻栽培されており、農地基本台帳等を確認した結果、小作人の登載はございませんでした。

また、申請地は譲受人の自宅から0.8Km、自動車で3分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は100日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、従来と同じ作付け、稲作を行います。とのことです。

以上のことから、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

以上が、第1号の申請内容となっておりますので、ご審議をよろしくお願い致します。

会 長 事務局の説明が終わりました。

久井町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。

2 6 番 26番の松山です。現地を確認し、先方にも確認をしましたが、申請どおり間違いありませんでした。よろしくをお願いいたします。

会 長 地区担当の松山委員さんから特に問題がないとの御報告がございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。

(異議なしの声)

御異議がないようですので、1号につきましては、原案どおり許可承認することといたします。

次に、2号、春木町の物件です。

事務局から説明をお願いします。

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、第2号についてご説明申し上げます。

物件は、春木町で、地目は田、2筆、面積は合わせて、192平方メートルでございます。

譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書のとおりとなっております。

申請地は果樹栽培されており、農地基本台帳等を確認した結果、小作人の登載はご

ございませんでした。

また、申請地は譲受人の自宅から1Km、車で5分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は300日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、取得する農地の隣接に既存農地があり今後一団農地として耕作及び管理していくので、周辺農地に対しては、より管理の行き届いた手入れが可能で影響を及ぼさないと考える。とのことです。

以上のことから、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

以上が、第2号の申請内容となっておりますので、ご審議をよろしくお願い致します。

会 長

事務局の説明が終わりました。

春木町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。

2 6 番

26番、松山です。現地を確認し、先方にも確認をしましたが、申請どおり間違いありませんでした。よろしくをお願いいたします。

会 長

地区担当の松山委員さんから、特に問題ないとの御報告がございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。

(異議なしの声)

御異議がないようですので、2号につきましては、原案どおり許可承認することといたします。

次に、3号、小田町の物件です。

事務局から説明、お願いします。

事 務 局

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、第3号についてご説明申し上げます。

物件は、小田町で、地目は田、3筆、面積は、合わせて1,417平方メートルでございます。

譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書のとおりとなっております。

申請地は野菜栽培されており、農地基本台帳等を確認した結果、小作人の登載はございませんでした。

また、申請地は譲受人の自宅から0.5Km、自動車で2分の距離に位置しております。

譲受人は、耕うん機等を保有しており、農業従事日数は60日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺農地に影響をしないよう営農する。とのことです。

以上のことから、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

以上が、第3号の申請内容となっておりますので、ご審議をよろしくお願い致します。

会 長

事務局の説明が終わりました。

小田町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。

1 番

1番、川端です。現地確認し、また譲受人、譲渡人双方に確認したところ、申請書どおり間違いとのことです。問題無いと思われ、どうぞよろしくお願い致します。

会 長	<p>地区担当の川端委員さんから、特に問題ないとの御報告がございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
	<p>御異議がないようですので、3号につきましては、原案どおり許可承認することといたします。</p>
	<p>次に、4号、南面利町の物件です。</p>
事務局	<p>事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>事務局の丸鳩でございます。</p>
	<p>議案書3ページ、第4号についてご説明申し上げます。</p>
	<p>物件は、南面利町で、地目は田、3筆 面積は合わせて、935平方メートルでございます。</p>
	<p>譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書のとおりとなっております。</p>
	<p>申請地は保安全管理されており、農地基本台帳等を確認した結果、小作人の登載はございませんでした。</p>
	<p>また、申請地は譲受人の自宅から0.5Km、車で3分の距離に位置しております。譲受人は、耕うん機等を保有しており、農業従事日数は250日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p>
	<p>また、周辺地域との関係については、周辺農地の耕作に支障のないよう注意いたします。農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従います。とのことですが、以上のことから、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。</p>
	<p>以上が、第4号の申請内容となっておりますので、ご審議をよろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
	<p>南面利町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。</p>
19番	<p>19番の坂本です。譲渡人、譲受人等に確認しました、また現地も確認いたしました、報告通り間違い無いとのことですが、よろしくをお願いいたします。</p>
会 長	<p>地区担当の坂本委員から、特に問題ないとの御報告がございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
	<p>御異議がないようですので、4号につきましては、原案どおり許可承認することといたします。</p>
	<p>次に、5号、黒鳥町並びに阪本町の物件です。</p>
	<p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局の丸鳩でございます。</p>
	<p>議案書4ページ、第5号についてご説明申し上げます。</p>
	<p>物件は、黒鳥町と阪本町で、地目は田、10筆、畑、2筆、面積は合わせて、4,575.61平方メートルでございます。</p>
	<p>譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書のとおりとなっております。</p>
	<p>申請地は水稻栽培と休耕地となり、農地基本台帳等を確認した結果、小作人の登載はございませんでした。</p>

また、申請地は譲受人の自宅から0.5Km、軽トラックで5分の距離に位置しております。

譲受人は、耕うん機等を保有しており、農業従事日数は100日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、附近農地に農薬の使用等支障のないよう注意し農作業行います。とのことです。

以上のことから、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

以上が、第5号の申請内容となっておりますので、ご審議をよろしくお願い致します。

会 長 事務局の説明が終わりました。

黒鳥町並びに阪本町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。

2 番 2番の山崎です。黒鳥町の物件については西辻委員さんより申請どおり間違い無いのでよろしく申し上げますということです。阪本町2件の物件ですが、双方確認いたしましたところ申請どおり間違いが無いということですよろしく申し上げます。

会 長 地区担当の山崎委員さんから、特に問題ないとの御報告がございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。

(異議なしの声)

御異議がないようですので、5号につきましては、原案どおり許可承認することといたします。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転1件、並びに賃貸借権設定1件に関する御審議をお願いいたします。

1号、春木町の物件です。

事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局の谷上でございます。

議案書6ページ、第1号について、ご説明申し上げます。

物件は、春木町で、地目は、田、15筆、面積は、4,097.3平方メートルでございます。この案件につきましては転用面積が2,000平方メートルを超えておりますので、特別審査委員会要綱に基づき事前審査をさせていただいた案件となります。

転用目的、申請人、転用施設物、耕作面積、農地区分につきましては議案書のとおりとなっております。

また、農地基本台帳等を確認しても小作人の登載はございませんでした。

立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であり、2種農地と判断いたします。

転用目的は露天資材置場で、譲受人は建設業を営んでおり、申請地周辺地域での事業拡大を図る為、足場板等の建築資材他、バックホウ等の重機を置くため申請地を転用するものであります。

申請書には、譲受人が資金計画、申請適格及び過去の実績からみて農地を転用して申請に係る用途に供することが認められる書類が添付されており、行政庁の許認可として、開発行為に該当しない証明書が添付されております、そして周辺農地及び水利権者の同意も得ています。

以上が、第1号の申請内容となっておりますので、ご審議のほど、よろしくお願

	致します。
会 長	事務局の説明が終わりました。 春木町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。
2 6 番	2 6 番の松山です。現地を確認し先方にも確認しましたが、申請どおり間違いありませんでした、よろしく願います。
会 長	地区担当の山崎委員さんから、特に問題ないとの御報告がございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。 (異議なしの声) 御異議がないようですので、1号につきましては、原案どおり承認することといたします。
事 務 局	次に、2号、小田町の物件です。 事務局から説明をお願いします。 事務局の谷上でございます。 議案書7ページ、第2号について、ご説明申し上げます。 物件は、小田町で、地目は、田、1筆、面積は、473平方メートルでございます。 転用目的、申請人、転用施設物、耕作面積、農地区分につきましては議案書のとおりとなっております。 また、農地基本台帳等を確認しても小作人の登載はございませんでした。 立地基準につきましては10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、1種農地と判断いたします。 転用目的は露天駐車場で、被設定人は申請地の隣接地でコンビニエンスストアを営営しており現在10台駐車可能である店舗用駐車場が手狭になり、申請地を転用し駐車台数を6台分拡張するものであります。 申請地は1種農地ではありますが、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の二分の一を超えないもので農地法施行規則第35条第5号の農地の転用の不許可の例外に該当するものでございます。 申請書には、被設定人が資金計画等、農地を転用して申請に係る用途に供することが認められる書類が添付されており、周辺農地及び水利権者の同意も得ています。以上が、第2号の申請内容となっておりますので、ご審議のほど、よろしく願います。
会 長	事務局の説明が終わりました。 小田町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。
1 番	1 番、川端です。現地確認し、また賃貸人、賃借人、双方に意思確認したところ、申請書どおり間違いとのことですので、よろしく願います。
会 長	地区担当の川端委員さんから、特に問題ないとの御報告がございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。 (異議なしの声) 御異議がないようですので、2号につきましては、原案どおり承認することといたします。
	次に、8ページ、議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤

	強化促進法（昭和55年法第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画5件に関する御審議をお願いいたします。
事務局	<p>1号、小田町の物件です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局の丸鳩でございます。</p> <p>議案書9ページ、第1号についてご説明申し上げます。</p> <p>物件は、小田町で、地目は田、1筆、面積は、1,004平方メートルでございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書のとおりとなっております。</p> <p>申請地は、水稻栽培となっており、農地基本台帳等を確認した結果、小作人の登録はございませんでした。</p> <p>以上が、第1号の申請内容となっておりますので、ご審議をよろしくをお願いいたします。</p>
会長	事務局の説明が終わりました。
1番	小田町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。
会長	<p>1番、川端です。現地確認し、また貸し手、借り手、双方に確認したところ申請書どおり間違いとのことですので、問題ないと思われ、どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>地区担当の川端委員さんから、特に問題ないとの御報告がございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>御異議がないようですので、1号につきましては、原案どおり決定することといたします。</p> <p>次に、2号、阪本町の物件です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局の丸鳩でございます。</p> <p>議案書9ページ、第2号についてご説明申し上げます。</p> <p>物件は、阪本町で、地目は田、5筆、面積は、合わせて2,188平方メートルでございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書のとおりとなっております。</p> <p>申請地は、保全管理となっており、農地基本台帳等を確認した結果、小作人の登録はございませんでした。</p> <p>以上が、第2号の申請内容となっておりますので、ご審議をよろしくをお願いいたします。</p>
会長	事務局の説明が終わりました。
2番	阪本町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。
会長	<p>2番山崎です。現地確認し、双方に確認したところ申請どおり間違いが無いということですのでよろしく申し上げます。</p> <p>地区担当の山崎委員さんから、特に問題ないとの御報告がございましたが、ほかの</p>



委員さんで御異議等ございませんか。

(異議なしの声)

御異議がないようですので、2号につきましては、原案どおり決定することといたします。

次に、3号、仏並町の物件です。

事務局から説明をお願いします。

事務局の丸鳩でございます。

議案書9ページ、第3号についてご説明申し上げます。

物件は、仏並町で、地目は畑、2筆、面積は、合わせて、846平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書のとおりとなっております。

申請地は、休耕地となっており、農地基本台帳等を確認した結果、小作人の登載はございませんでした。

以上が、第3号の申請内容となっておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

事務局 事務局長の説明が終わりました。

仏並町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。

24番 24番、式森です。現地を確認したところ、土作り等作付けの準備をしており、また双方に連絡を取り、申請内容の確認したところ内容に間違いが無いということですのでよろしくお願いします。

会長 地区担当の式森委員さんから、特に問題ないとの御報告がございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。

(異議なしの声)

御異議がないようですので、3号につきましては、原案どおり決定することといたします。

次に、4号、鍛冶屋町の物件ですけれども、この物件につきましては、奥村委員さんが申請者のため、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により審議が終わるまでご退席のほうをお願いいたします。

(奥村委員退室)

それでは、4号鍛冶屋町の物件事務局から説明をお願いします。

事務局の丸鳩でございます。

議案書10ページ、第4号についてご説明申し上げます。

物件は、鍛冶屋町で、地目は田、3筆、面積は、合わせて 2,102平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書のとおりとなっております。

申請地は、保全管理となっており、農地基本台帳等を確認した結果、小作人の登載はございませんでした。

以上が、第4号の申請内容となっておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

会 長	<p>事務局の説明が終わりました。          鍛冶屋町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。</p>
1 1 番	<p>1 1 番、門林です。現地と貸し手、借り手ともに双方に確認もしました、そして、事務局の説明どおりです、特に借り手については耕作に専念する意思も確認いたしております、特に問題ないというふうに認められます。</p>
会 長	<p>地区担当の門林委員さんから、特に問題ないとの御報告がございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
	<p>御異議がないようですので、4号につきましては、原案どおり決定することといたします。</p>
	<p>(奥村委員入室)</p>
事 務 局	<p>次に、5号、仏並町の物件です、事務局から説明お願いします。          事務局の丸鳩でございます。          議案書8ページ、第5号についてご説明申し上げます。          物件は、仏並町で、地目は畑、1筆、面積は、2, 838平方メートルでございます。          貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書のとおりとなっております。          申請地は、果樹栽培となっております農地基本台帳等を確認した結果、小作人の登載はございませんでした。          以上が、第5号の申請内容となっておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。          仏並町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。</p>
2 0 番	<p>2 0 番、辻畑です。現地及び両者確認したところ、借り手は既に粟を切って野菜を作る準備をしております、異議ございません。</p>
会 長	<p>地区担当の辻畑委員さんから、特に問題ないとの御報告がございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
	<p>御異議がないようですので、5号につきましては、原案どおり決定することといたします。</p>
	<p>以上で、議案の審議が終了いたしました。</p>
	<p>次に、報告事項に入ります。</p>
	<p>1 1 ページ、報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知受理について、農地の賃貸借権解約 1 件に関する通知を別表のとおり受理したので、御報告をいたします。</p>
	<p>1 2 ページを御参照ください。</p>
	<p>次に、1 3 ページ、報告第 2 号 農地使用貸借権の解約通知確認について、農地使用貸借権の解約 1 件に関する通知を、別表のとおり確認したので御報告いたします。</p>
	<p>1 4 ページを御参照ください。</p>

次に、報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用6件を、専決により受理したので御報告いたします。

16ページを御参照ください。

次に、報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転4件を専決により受理したので御報告いたします。

18ページを御参照ください。

以上で、議案並びに報告事項の全てが終了いたしました。総括的に何か御質問等ございませんか。

(質問等なし)

ないようですので、以上をもちまして4月の総会を閉会させていただきます。

閉会時間14時00分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員